

# AIネットワーク社会の責任論・利 活用の主体論・人間の介在

桃尾・松尾・難波法律事務所  
弁護士 松尾剛行



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



AI・HRテック対応  
人事労務  
情報管理の  
法律実務

弁護士・松尾剛行 Matsuo Takayuki



## 自己紹介

弁護士(2007年登録。第一東京弁護士会)・ニ  
ューヨーク州弁護士

桃尾・松尾・難波法律事務所所属

慶應義塾大学講師(非常勤)

『ロボット法』(共訳)、『AI・HRテック対応人事労務  
情報管理の法律実務』(単著)、『最新判例にみる  
インターネット上の名誉毀損の理論と実務』(単  
著)、「自動運転車・ロボットと法的責任」(自由と  
正義)、「医療分野におけるAI及びロボットに関す  
る民刑事責任」(Law & Practice)「自動運転車と刑  
事責任に関する考察」(Law & Practice)他

<https://researchmap.jp/tm1984/>



# 目次

- AIネットワーク社会の責任論
- 利活用の主体論
- 人間の介在の必要性

## ➤ AIネットワーク社会の責任論

- 「ガイドライン」の法的意味
- 国際裁判管轄・執行
- 議論の方向性に関するアイデア

# 「ガイドライン」の法的意味

Q ソフトローやガイダンスに過ぎないという前提であれば、裁判所は法的責任の判断において一切ガイドラインを利用しないのか？

注：現時点において法律など(いわゆるハードロー)による規制ではなく、ベストプラクティスの共有や非規制的・非拘束的な指針など(いわゆるソフトロー)により、多様なステークホルダ間において国際的な合意形成を図ることが重要である(報告書2018)

A 契約上の義務内容や過失の判断等に利用する可能性がある(例：経産省の「個人情報保護法に基づく個人データの安全管理措置の徹底に係る注意喚起」等の注意喚起文書をベースに法的責任を認めた東京地判平成26年1月23日)

# 国際裁判管轄・執行

Q 外国のAIサービスプロバイダーの責任を、実務上、迅速かつ簡便に追及できるのか？

注：AI利活用原則案は、AI開発ガイドライン案と同様に、AIの便益及びリスクが国境を越えて広く波及することが見込まれることから、国際的な議論のためのものとする（報告書2018）

A インターネット上の名誉毀損の事案で、大手プラットフォームが東京地裁の仮処分決定に服する結果、約1ヶ月で解決することがある（管轄につき民訴法3条の3参照）が、民訴法118条の文言や大判大正6年5月22日民録23輯793頁等を踏まえると、法制度的に仮処分の履行が担保されている訳ではない。また、保全の必要性が要求される仮処分に対応できるトラブル類型ばかりではないところ、本案では国際送達等の時間がかかる。



# 議論の方向性に関するアイデア

具体的なユースケースを踏まえながら総論を検討することは確か優れた検討の方法だが、それだけではなく、「横方向」の検討もできるのではないか（試論）。

例：医事法関係の場合には「医師」に最終判断をゆだねるべきか、優秀なAIならば診断までAIにさせるか、という大きな問題がある（「医療保険分野におけるAI活用推進懇談会報告書」参照）が、例えば法律AIのアドバイスが「その他一般の法律事件に関して鑑定」等をするものならなら弁護士に最終判断をゆだねるべきではないか（弁護士法72条参照）等、各分野における議論を「別の分野に拡張できないか」と考える「横方向」の検討もあるのではないか。



## ➤ 利活用の主体論

役割分担・責任範囲論の重要性  
—「消費者的利用者」を例にとって—



# ● AI利活用原則案と「消費者的利用者」

利活用原則案	消費者的利用者
①適正利用の原則	○
②適正学習の原則	○
③連携の原則	△(リスクの惹起増幅への留意)
④安全の原則	○
⑤セキュリティーの原則	○
⑥プライバシーの原則	○
⑦尊厳・自律の原則	○
⑧公平性の原則	×
⑨透明性の原則	×
⑩アカウントビリティの原則	×

注:○はあてはまる、×はあてはまらない、△は一部あてはまる

# ● AI利活用原則案と「消費者的利用者」

一部のアーリーアダプターについては、むしろ開発者に類似する役割(βテストへの参加等)を果たしていたり、学習対象データの選定や(様々な利活用が可能なAIシステムの)利活用の具体的な方法を主体的に決定することができる場合があることから、確かに①～⑦までの原則を遵守させるべきことは十分に理解できる(なお、このような者であればビジネスのために利活用していなくても③連携の原則(の一部)、⑧公平性の原則、⑨透明性の原則、⑩アカウントビリティの原則等も、(他の当事者と協力しながら)これを一定程度遵守するよう求める必要があるかもしれない)

# ● AI利活用原則案と「消費者的利用者」

逆に、いわゆる消費者法が守ろうとしている核心的「消費者」にとって、①～⑦の原則を守るように主体的に動くよう求めることがやや過剰な要求な場合もあるかもしれない。

むしろ、消費者が当該AIやAIサービスを利用する中で「何も考えなくても自然に」①～⑦の原則が遵守されるよう、開発者、AIサービスプロバイダ、ビジネス利用者等が設計 (by design) 等を工夫すべきなのかもしれない。



# ➤ 人間の介在の必要性

—実務経験から—

# ご静聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所所属

弁護士(第一東京弁護士会)・ニューヨーク州弁護士

松尾剛行

連絡先: [mmn@mmn-law.gr.jp](mailto:mmn@mmn-law.gr.jp)

<https://www.mmn-law.gr.jp>

注:本スライドは全て松尾剛行個人の現段階の私見であり、所属先(桃尾・松尾・難波法律事務所を含むがこれに限られない)の意見を代表するものではありません。